



理事会だより No.220
発行 令和6年1月29日
編集 大門小学校PTA

寒さが一段と身に染みる季節。頬や鼻を赤らめ、白い息を吐きながらも元気に過ごしている子どもたち。乾燥している季節、体調管理に気を配りながら過ごしていきましょう。

第5回理事会報告

日時・・・1月18日(木) AM10:00~10:30

出席者・・・21名、委任状29名

- 議題・・・
- (1) 各委員会の活動計画(1月~3月)
 - (2) R6年度運営役員について
 - (3) R6年度委員会役員について
 - (4) ベルマークについて
 - (5) 育成会クリスマス会について
 - (6) 委員会会計について
 - (7) R5年度専門委員会事業報告とR6年度事業計画案について
 - (8) 会則変更について
 - (9) R6年度会長選考について
 - (10) 質疑



<各委員会活動報告と計画>

運営委員会

- 1月・理事会準備、実施、理事会だより発行
 - ・新入学児童保護者説明会準備
 - ・次年度役員選出アンケート実施
- 2月・理事会準備、実施、理事会だより発行
 - ・学校運営協議会参加
 - ・武蔵野学院講演会参加協力
- 3月・花の植栽活動
 - ・安全ネットワーク協議会
 - ・学年費、教材費、PTA会費監査実施
 - ・学校給食運営協議会参加
 - ・PTA会費、学校給食費監査

広報委員会

- 1月・みどり野155号制作
- 2月・みどり野155号制作
- 3月・みどり野155号発行

地区理事会

- 1月・地区理事会開催
 - ・さいたま市父母の会参加
- 2月・新入学児童保護者説明会参加
 - ・地区懇談会開催
- 3月・新通学班会議出席
 - ・新旧地区理事委員会開催

厚生委員会

- 2月・ベルマークだより発行
 - ・校外ポスト設置場所へのお礼状制作
- 3月・校外ポスト設置場所への挨拶



〈令和6年度運営役員について〉

12月に配布しました運営通信にてご報告させていただきましたが、令和6年度の運営委員候補者7名が決定いたしました。ご協力ありがとうございました。



〈令和6年度専門委員会役員について〉

- 広報委員：各学年×3名。
- 学年委員：各学年×3名。
- まつり準備委員：
 - 新1-4年生各学年クラス数×3名、
 - 新5-6年生は委員会未経験者の方を中心に選出予定のため、選出人数に変動があります。ご了承ください。

【1-3年生】1月18日（木）役員希望アンケートを配布しました。

※今回は、立候補して下さる方のみ担任の先生へご提出ください。

回答〆切期限：1月29日（月）

2月8日（木）第6回理事会終了後の12：00頃～PTAルームを開放し、教職員立合いのもとで委員選出のための抽選をおこないます。当日、ご見学いただくことが可能です。

選出された方へは、抽選後3-4日以内にメールにてご連絡させていただきます。



〈育成会クリスマス会について〉



昨年12月16日（土）に育成会の方々がクリスマス会を開催してくださいました。オープニングの和太鼓演奏では、日本の文化を感じることができ、和太鼓の迫力ある音が体育館に響きわたりました。素敵な演奏をありがとうございました。体育館には、高いハシゴを使用して飾り付けをして下さった大きくて、きれいなクリスマスツリー。ピンゴ大会では、大盛り上がりの子供たちの姿をみることができました。育成会の皆様ありがとうございました。





〈令和6年度PTA会長候補について〉

この度、岩田 俊さん（4年1組 岩田 紗奈さん）のお父様から、会長候補として
の内諾をいただきました。理事会にて承認を得ましたので、ご報告いたします。
お忙しい中、子どもたちの為にご尽力いただきますことを心から感謝いたします。

〈大門小PTA会則 変更案について〉

現会則について、不足している文言や項目がありましたので、変更案を理事会に提
出いたしました。理事会にて承認されましたので、ご報告いたします。

令和6年度PTA総会にて決議されましたら、正式に変更となります。

※来年度より、地区理事はPTAから独立した団体となります。



さいたま市立大門小学校PTA 会則(案)

- 第1条 本会はさいたま市立大門小学校PTAと称し、事務所を同校内(さいたま市緑区大門1189)に置く。
- 第2条 本会会員は、大門小学校児童の保護者と教職員の任意加入をもって組織する。PTA入会同意書の提出をもって入会とし、退会届の提出をもって退会とする。ただし、転出及び卒業をもって自動退会とし、退会届の提出はないものとする。
- 第3条 本会は、児童の教育について、保護者と教職員が最も適切に協力連絡し、教育の振興を図ることを目的とする。
- 第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。
1. 学校施設の拡充と学校行事の後援、奨励、補助
 2. 学校参観及び保護者と教職員の懇談会
 3. 教育に必要な研究と調査の助成、諸会合の開催
 4. 児童と職員の厚生についての助成
 5. その他本会の目的を達成することに必要な事項
- 第5条 本会に次の役員を置く。
会長1名 副会長若干名 顧問若干名 会計・書記・総務若干名 教職員幹事1名 監事若干名
- 第6条 会長、副会長、会計、書記、総務は、会員より選出し理事会を通し、総会にて承認を得る。以上をもって運営委員会を組織する。ただし、副会長の1人は教職員とし運営委員には含めない。
顧問、教職員幹事は、会長がこれを委嘱する。
理事は、各専門委員長、役員をもって構成し、理事会を組織する。
監事は、理事及び学校職員以外の会員より選出する。
会長の任期は1年、運営委員の任期は2年とする。補欠の場合は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。会長を1年つとめた場合、または、運営委員を2年つとめた場合は、以降の同校内におけるPTA役員や委員会活動をしないことも選べる。
- 第7条 各専門委員は、各学年の保護者から数名を選出する。専門委員長を2年つとめた場合は、以降の同校内におけるPTA役員や委員会活動をしないことも選べる。
- 第8条 会長は会を総括し、本会を代表する。
副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときはこれを代理する。また、本会の運営に当たる。

会計は、本会の会計を処理する。
書記は、本会の書記事務を行う。
総務は、本会の庶務を処理する。
教職員幹事は、会長の委嘱により、学校教職員の取りまとめの任に当たる。
監事は、本会の会計監査をする。
顧問は、本会の重要事項の諮問に応ずる。
理事は、会長の召集に応じ、本会の事業を計画し、予算案を立案する。
理事会は、理事の半数または会長が必要と認めた時に開く。

第9条 役員および専門委員会の委員が、次の各号のいずれかに該当するとき、運営委員会で協議のうえ、会長もしくは顧問によって役員および専門委員会の委員を解任することができる。
(1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障をきたすと認められるとき。
(2) 職務上の履行違反。その他役員および専門委員会の委員として不適切な行為が認められたとき。
2 前項の規定により役員および専門委員会の委員を解任しようとするときは、その役員および専門委員会の委員に弁明の機会を与えなければならない。

第10条 本会の経費は、会費(1世帯/月 300 円)をもってあてる。
学校教育振興費として、(児童数/月 100 円)を別に徴収する。また、寄付金その他をもって本会および特別会計にあてる。

第11条 本会は毎年5月に総会を開き、次の事項を行う。
1. 会計・会務の報告
2. 役員承認
3. 会費承認
4. 予算案の認定
5. 会則の変更
6. その他必要あるときは、臨時総会を開くことができる。

総会は、会員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決定する。可否同数のときは、議長がこれを決定する。
委任状を提出したものは、総会に出席したものとし、総会の議決を承認したものとする。
また、会長が必要と認めたときは、書面による総会を開催することができる。会員の過半数の表決書があった場合に成立し、議事は表決書の過半数の賛同をもって決定する(電磁的記録を含む)。

第12条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第13条 本会の改廃は、総会の決議による。

〈附則〉

1. 本会則は、昭和30年度より実施する。
2. 本会役員任期は、前年度総会日から新年度総会日までとする。ただし、実情に応じ会計年度の始めから総会日まで新役員候補が代行することができる。
3. 本会会則施行上必要と認めた事項については、理事会は別に細則を定めることができる。
4. 本会則は、昭和 40 年度、43、44、45、46、47、48、49、50、53、62、平成 3、6、7、8、9、12、13、14、15、16、18、21、24、29、30、31 年度、令和 2、3、5、6 年度において、その一部を改正する。
5. 理事会での委任状の取り扱いについては第12条と同様とする。

令和6年度のPTA総会は、書面総会にて開催いたします。
詳細は、新年度の4月にお知らせいたします。よろしくお願いいたします。